

11 鳥獣被害対策の推進を図るための鳥獣被害防止特措法の拡充等

提出先 警察庁、農林水産省、環境省

【提案項目】

鳥獣被害対策の推進を図るため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下、鳥獣被害防止特措法）の拡充等の措置を講じること。

1 採択基準の緩和

鳥獣被害防止総合対策交付金の交付要件として、被害防止計画を策定している市町村が、地域の関係機関と会議体などを通じて十分な連携が行われていると認められる場合には、協議会の設置を行わず市町村が実施主体となることが可能となるよう要件の緩和を図ること。

2 技能講習の免除対象の拡大

銃猟の所持許可更新時に義務付けられている技能講習の免除について、免除対象を被害防止計画策定市町村だけでなく、通常の有害捕獲を行っている市町村や、県管理捕獲も対象とすること。

【提案理由等】

1 鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止総合対策交付金により事業を実施する際に、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱で「生産局長が別に定める協議会等」を事業実施主体とすると定められており、市町村が単独で実施主体になることができない。しかし、事業実施主体としての協議会を設置する場合、資金の管理、組織運営など困難な面があり交付金の活用が十分に図られていない。そこで、実施地域の関係団体における連携が協議会ではない別の会議体等を通じて担保される等、関係団体間の連携が十分に確保され、防除計画に沿った事業実施が可能と認められる場合には、市町村単独で事業実施主体となることのできるよう緩和を図ることで、地域の実情にあった形での被害対策が円滑に進むことが期待できる。

2 銃猟の所持のための技能講習の免除は、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が策定する被害防止計画による捕獲に参加する狩猟者が対象となっているが、国の交付金を受けていない市町村や県管理捕獲に従事する狩猟者は対象外となっている。しかし、計画を策定していない市町村においても、有害鳥獣捕獲や県管理捕獲に従事する狩猟者も鳥獣被害防止に貢献しており、技術的要件についても確保されている。捕獲者の狩猟技術的には同等であっても、市町村の状況によっては免除対象とならないことから、狩猟者の間で不平等が生じている状況であり、その改善を図る必要がある。